

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

わが国は医療技術の進歩や生活環境の向上によって平均寿命が大幅に伸び、世界有数の長寿国となりました。その一方で急激な少子高齢化や生活習慣の変化等により、がんや循環器疾患、糖尿病といった生活習慣病や認知症が増加し、医療や介護にかかる負担が大きな社会問題となっています。

国では、平成15年に「健康増進法」を施行、平成24年7月に「健康日本21（第2次）」を策定し、大阪府では、平成25年3月に「第2次大阪府健康増進計画」が策定されました。

こうした国、府の動きの中、東大阪市では平成25年3月に「第2次東大阪市健康増進計画 健康トライ21（第2次）」を策定し、「東大阪市民がともに支えあい、健康で心豊かに生活できる活力ある社会の実現」を目指し、様々な取り組みを推進してきました。

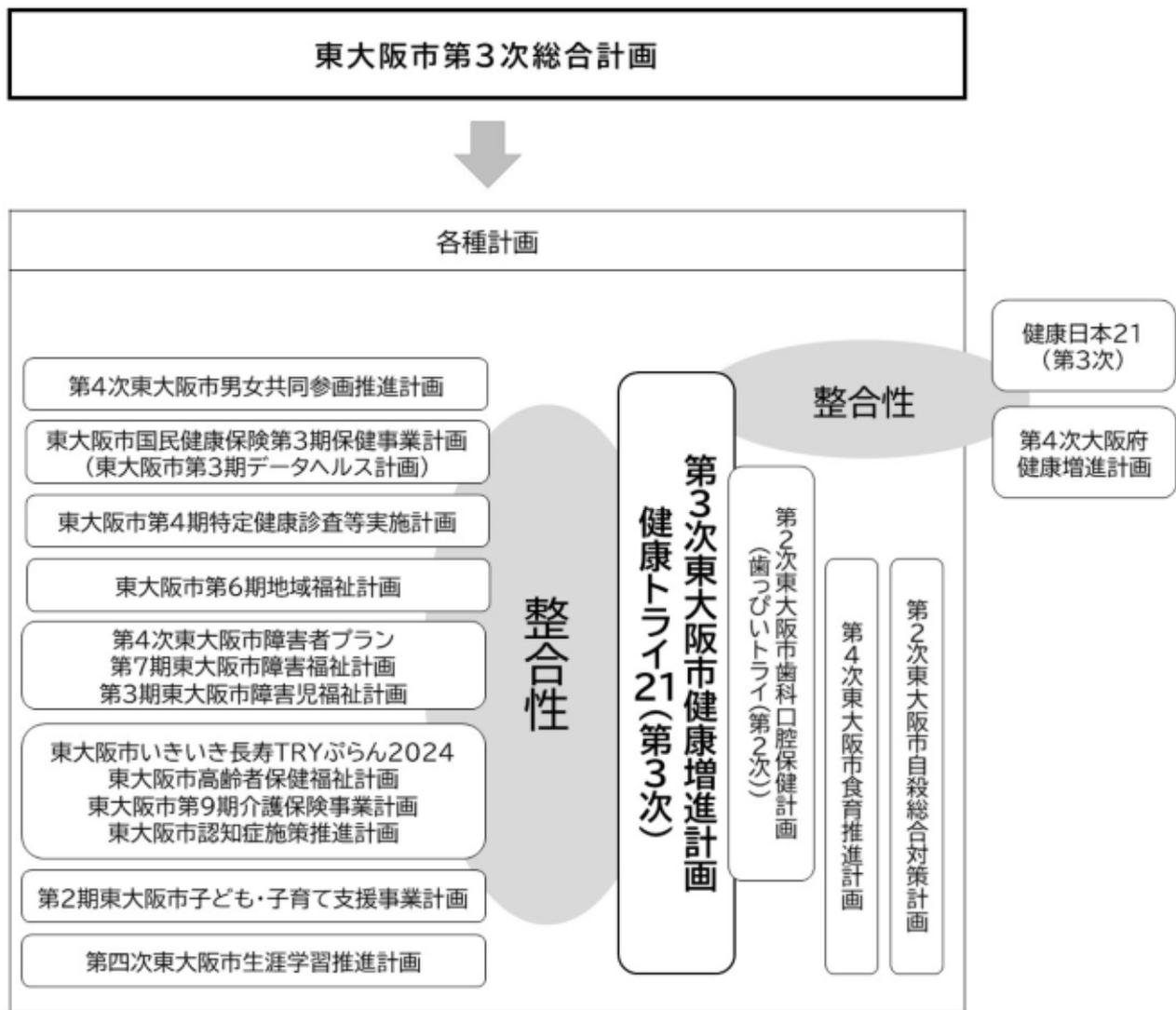
健康トライ21（第2次）が令和4年度で最終年度を迎えたことに伴い、これまでの取り組みの評価を行い、新たな健康課題や社会背景等を踏まえ更なる健康づくりの推進を図るため、健康トライ21（第3次）を策定いたしました。

2. 計画の位置づけ

健康トライ21（第3次）は、健康増進法第8条第2項に基づく「市町村健康増進計画」として、東大阪市における健康増進施策の基本的な計画となるものです。

また計画は、国の「健康日本21（第三次）」及び大阪府の「第4次大阪府健康増進計画」の内容を踏まえながら、市政運営の指針となる「東大阪市第3次総合計画」の部門別計画として位置づけられ、庁内関連計画との整合性を図っていきます。

■東大阪市における健康トライ21（第3次）の位置づけ



3. 計画期間

健康トライ21（第3次）は、令和6年度を初年度とし、令和17年度を目標年度とする12カ年の計画として策定します。

また、計画開始後6年（令和11年度）を目途に中間評価を行うとともに、計画開始後11年（令和16年度）を目途に最終評価を行うこととし、取組みの成果及び目標の達成状況について適切な評価を行います。

なお、計画開始後であっても、必要に応じて、目標等の見直しを行います。